

第 183 回(令和 4 度第 1 回)沖縄県都市計画審議会議 議事概要

- 1 開催日時 令和 4 年 8 月 26 日(金) 午後 2 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所 沖縄県教職員共済会館八汐荘 1 階屋良ホール
- 3 出席委員 上原 良幸、清水 肇、神谷 大介、大城 真依子、浦本 智香子、
(敬称略) 山城 一美、鈴木 徹、福島 央、坂井 功、
星 明彦(代理:村上 隼)、下地 忠文(代理:濱田 哲男)
松川 正則、新垣 光栄、新垣 新、伊波 篤

4 議題

(1) 沖縄県決定案件

議案第 1 号: 中部広域都市計画道路の変更

「1・5・1号 池武当インター線ほか 3 路線」

議案第 2 号: 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

「那覇広域都市計画区域」

議案第 3 号: 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

「中部広域都市計画区域」

議案第 4 号: 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

「名護都市計画区域」

議案第 5 号: 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

「本部都市計画区域」

議案第 6 号: 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

「宮古都市計画区域」

議案第 7 号: 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

「石垣都市計画区域」

議案第 8 号: 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

「南城都市計画区域」

議案第 9 号: 那覇広域都市計画区域区分の変更

「第 7 回定期見直し」

(2) 状況報告

案件第 1 号: 大規模集客施設の立地に係る広域調整について

「豊見城中央線沿線地区: 豊見城市」

案件第 2 号: 那覇広域都市計画区域区分の変更

「第 7 回定期見直し(随時編入)」

5 議事の概要

(1) 沖縄県決定案件：議案第1号

ア 事務局が資料に基づき説明を行った。

イ 原案どおり同意する旨可決された。

(2) 沖縄県決定案件：議案第2号～第8号

ア 事務局が資料に基づき説明を行った。

イ 委員から次のような発言があり、事務局が次のように応答した。

委員発言	事務局応答
<p>・ 那覇広域においては人口減少を見据えたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方によって、一定の都市の成長が予想されるということで線引き（区域区分）を行う考え方はある程度理解できるが、そういう抑制が人口が伸びない原因にもなっている。人口の成長が予想されるための線引き解除的な方針はあるのか。</p> <p>・ 人口減少に備えた計画ではなく、人口が増えるようなまちづくりを考えた全体構想、区域マスを考えていくべき。</p>	<p>・ 那覇広域では 2030 年まで人口が伸びて、その後緩やかに減少していくことが避けられないなか、コンパクト・プラス・ネットワークなまちづくり、移動手段のない人でも移動がしっかり出来るまちづくりをしていく、という時代の流れがある。</p> <p>人口の減るタイミングは市町村ごとでも異なるので、県全体の目線から市町村ごとのまちづくりの方向性をみて、どういうまちづくりや都市計画の区分が適切なのか、今後どういう対応ができるかについては今後の検討課題としていく。</p>
<p>・ 流域治水の考え方が書き加えられていたが、他の都道府県での対策は上流域の土地の貯留能力を活用することで下流域の河川整備の水準を変更するような性質となっている。</p> <p>一方で、沖縄県ではそういった</p>	<p>・ 一例として、「氾濫を防ぐための対策」として従来通りの河川整備に加えて開発行為に対する流出抑制対策として開発事業者による貯留施設の設置や地元との連携として樹木の伐採を減らす対策等、「被害対象を減少させるための対</p>

<p>エリアは少ないと思われるが、具体的にどういった計画を考えているのか。</p>	<p>策」として下水道と連携した排水施設や雨水貯留施設の整備等、 「被害の軽減、復旧復興のための対策」として、監視カメラやハザードマップの整備、防災無線を活用した情報発信等、 このような3つの大きな区分のもと、関係機関が連携した対策を取ることによって総合的な流域治水プロジェクトを進行していく。</p>
<p>・都市計画区域の今後について、 （都市計画区域外である）宮古島の伊良部や那覇広域での具志頭をどう扱うのか今後の課題がそれぞれあるわけだが、都市計画区域全般にいえる課題として農村部をかなり含んでいる、ということがある。 農村部や集落では建築基準法という接道の条件を見込めないような細街路がある。そういった箇所に対して都市計画区域の編入を考えるのであれば、細街路の課題に対して、建築基準法を調整していくような手段を含めて慎重に考えていく必要がある。</p> <p>・市町村単位で都市計画区域があると、どうしても農村地域や集落地域を組まざるを得ない。そうすると那覇の市街地と（集落等を）どこまで同じ扱いとしていいのか、という基本的な課題があるので、農村地域の実情にあった都市</p>	<p>・宮古島の事例でいうと、伊良部島を都市計画区域に編入することで佐良浜地域の集落にて既存不適格となってしまう建物等があることが大きな懸念点であり、そのため検討がなかなか前に進むことができない、という課題もある。 農地の保全も含めて今後どういう都市計画をしていくのか、都市づくりのあり方を描いていくのか、次期区域マスに向けた取り組みとして検討していく。</p>

<p>計画区域内の法制度の運用という課題も隠れていることも申し上げたい。</p>	
--	--

ウ 原案どおり同意する旨可決された。

(3) 沖縄県決定案件：議案第9号

ア 事務局が資料に基づき説明を行った。

イ 委員から次のような発言があり、事務局が次のように応答した。

委員発言	事務局応答
<p>・都市計画案の意見に対する都市計画決定権者の見解について、糸満市への確認、意見交換は行ったのか。</p>	<p>・糸満市とは意見書に対する見解をまとめるにあたって調整を行っており、糸満市においても区域区分制度が無秩序な市街地の拡大を防ぎ、計画的、良好なまちづくりが進められているという認識を確認している。</p> <p>また、市街化調整区域の農村地域では無秩序な開発の抑制というメリットもあることから、区域区分の廃止は考えておらず、市街化調整区域での地区計画の活用によるまちづくりも考えていきたいという確認も行っている。</p>
<p>・糸満市の真栄里地区物流工業団地構想に関して、今回の見直しでは編入予定箇所の中に含まれていない。糸満市との調整状況等について確認したい。</p>	<p>・真栄里地区工業団地構想に関する箇所については、現在環境アセスの手続きを進めていると伺っている。</p> <p>今回の編入予定箇所には入っていないが、糸満市とは令和5年度末の編入に向けて、環境アセスの手続きとも並行しながら調整を進めている。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地に対して編入を進めていくとスプロール追認の形になる可能性もあり、市街化区域を拡大していく時、基盤整備の状況をどの程度確認しているのか、そのビジョンが見えにくいという印象がある。 ・編入地区のなかには周囲が農地のような地区もあるが、どういう経緯で編入することになったのか。農用地から市街化区域になる流れもあるのか。 ・農用地であったところが解除されて市街化区域に編入した場合、他の農地は今後、最終的に市街化区域になっていくのかどうか、それぞれ地区のビジョンとして慎重に評価されるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の編入地区は農用地区域が含まれていない地区を編入する。また、市街化調整区域と農業振興地域が重複している地区は、農業振興地域の縮小について、国土利用審議会を経ている。 ・指摘の地区については農振白地となっており、農用地区域から外れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・斜面に近づいている地区に対して既成市街地のため市街化区域編入する、居住を認めて開発していくという話であるならば、土砂災害防止法や水防法等による避難計画策定義務化の対応など、斜面防災に対する処理を同時に進める、そういったところを認識されていない方が多いと思われるので、市町村とも一緒に議論したうえで進めてもらいたい。 ・立地適正化計画に関しても沖縄県は遅れている。基本的には安全なところに住んでいくという考えのなかで斜面に近づいてくのは、 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用については、ハザードエリアに掛かる部分は制限していくことを考え、併せて市町村とも連携していきたいと考える。

<p>その部分だけ見ると逆行しているので、土地利用や斜面防災のあり方について、市町村と十分話をしていただけたらと思う。</p>	
---	--

ウ 原案どおり同意する旨可決された。

(4) 状況報告案件第1号について

ア 事務局が資料に基づき説明を行った。

イ 委員から次のような発言があった。

委員発言	事務局応答
<p>・「交通機能による評価①大規模集客施設と主要幹線道路の位置関係の評価」について、幹線道路に接しているため A 評価との説明だが、階層型道路整備の考え方で主要幹線道路は基本的にトラフィック機能を高めていくというなかで、沖縄では沿道店舗が多いことからトラフィック機能が下がりアクセス機能を高めている、トレードオフの状況が起きている。</p> <p>幹線道路の沿道に店舗が並んでしまうとアクセス機能ばかりが卓越してしまい道路の機能が発揮しない、道路行政的に逆の話になってしまうので、表現方法を含めて道路計画と都市計画との整合という部分で考えておいてもらいたい。</p> <p>・「交通機能による評価⑤公共交通によるアクセシビリティの評価」に</p>	<p>・新しい公共交通システムについて、那覇市とつながる LRT が想定されているが、まだ構想段階とのこと。</p> <p>熟度が低い計画に対して B 評価としているという意見について、公共交通システムの構想に加えてバスのダイヤ見直しなど将来の具体的な計画があれば必要に応じて事業者とその関係機関が調整していく、ということも含めて B 評価としている。</p>

<p>ついて、新しい公共交通システムの導入が検討されているとあるが、計画の熟度について教えてもらいたい。仮に構想以前の段階での計画だった場合、その熟度の計画を根拠にするのは厳しいと感じる。</p> <p>・（事務局応答に対して）構想を前段で記述するよりも、豊見城市の中で公共交通会議が設置され地域公共交通計画が近いうちに策定、そのなかでダイヤ改正検討を行う、など近い将来に行う計画を前段として説明とした方が適切かと考える。</p> <p>その計画にプラスして、あたらしい公共交通システムについても検討中、という表現の方が適切と考える。</p>	
---	--

(5) 状況報告案件第2号について

ア 事務局が資料に基づき説明を行った。

6 議事結果

沖縄県決定に関する案件9件について、原案のとおり可決。

7 会議の公開・非公開の別 公開

8 その他

令和4年11月25日

土木建築部 都市計画・モノレール課